

下記工事について、特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札を行うので、野辺地町特定建設工事共同企業体運用基準（平成29年3月28日野辺地町告示第23号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成31年 4月22日

野辺地町長 中 谷 純



1. 発注工事の概要

- (1) 工事番号 継31第1号
- (2) 工事名 野辺地町役場庁舎等新築工事
- (3) 工事場所 野辺地町字 野辺地・浜掛 地内
- (4) 工事期限 平成32年12月20日まで
- (5) 工事概要 野辺地町庁舎及び倉庫・車庫の新築工事 一式

2. 特定建設工事共同企業体の要件

(1) 構成員の数

特定建設工事共同企業体の構成員は2者又は3者とし、結成は自主結成とする。

なお、一業者は二以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることができない。

(2) 構成員の所在地

特定建設工事共同企業体の構成員は上十三地域（十和田市、三沢市、上北郡）に本店を有していることとする。

(3) 組合せ

野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程（平成16年訓令第25号）別表第2に定める等級Aのみの組合せとする。

(4) 代表者

代表者は施工能力が最も大きい者とし、建設業法第27条の23第1項の規定による建築一式工事における経営事項審査の直近年度の総合評定値が1,000点以上の者とする。

また、建築一式における特定建設業許可を有することとする。

(5) 出資比率

各構成員の均等割とした場合の10分の6に相当する比率以上であることとし、代表者の出資比率は構成員のうち最大であることとする。

(6) 構成員の要件

- ・発注工事に係る業種について、工事等競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。
- ・建築一式工事における特定建設業の許可を有していなければならない。
- ・建設業法に規定する許可業種のうち発注工事に対応する業種について、当該会社として3年以上営業していること。
- ・発注工事の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- ・全ての構成員が建設業法に規定する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

3. 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体の入札参加資格の有効期間は、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

4. 資格審査に必要な書類

入札を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- ・特定建設工事入札参加資格審査申請書
- ・特定建設工事共同企業体協定書（写し）
- ・使用印鑑届
- ・配置予定技術者届

5. 資格審査申請の受付期間及び受付場所

- ・受付期間 平成31年4月23日 ～ 平成31年5月17日
- ・受付時間 午前10時 ～ 午後5時
- ・受付場所 野辺地町 財政課

6. 設計図書及び契約書案の縦覧、入札執行の日時及び場所

(1) 設計図書及び契約書案の縦覧期間、場所

- ・縦覧期間 平成31年4月22日 から 平成31年5月17日 まで
- ・縦覧場所 野辺地町 建設環境課 または 野辺地町ホームページ

(2) 入札執行の日時及び場所

- ・執行日時 平成31年5月30日（木） 午後1時30分～
- ・執行場所 野辺地町字野辺地123番地1
野辺地町役場 第3会議室

7. 保証金

(1) 入札保証金

免除（野辺地町財務規則第112条第1項第3号による）

(2) 契約保証金

①次の金額以上の契約保証金を納入すること。

■ 契約金額が500万円を超える工事請負契約：契約金額の100分の10

□ 上記以外の契約：契約金額の100分の5

②次の場合は申請等により契約保証金の納入を免除する。

ア 契約者が町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき

イ 契約者から委託を受けた保険会社が公共工事履行保証証券を提出したとき

ウ 契約者が過去2年間に町、国又は他の種類及び規模を同じくする契約を
数回にわたって誠実に履行したとき

エ 契約金額が100万円以下で、契約不履行のおそれがないと認められるとき

オ その他、野辺地町財務規則第137条第3項各号に該当するとき

8. 入札書記載金額

落札者が決定し、契約を締結するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（いわゆる「税抜き価格」）を入札書に記載すること。

9. 入札執行条件（※該当箇所に■）

(1) 予定価格の公表：■事後公表する □事前公表する □公表しない

(2) 最低制限価格：□設定しない ■設定する

(3) 工事費内訳書：■提出を要する □提出を要しない

(4) 参加者が1名の場合は入札を執行しない。

(5) 入札額が最低制限価格を下回った参加者は失格とする。

(5) 入札の執行回数は2回までとする。

(6) 2回目の入札金額が1回目の入札金額より高い参加者は失格とする。

10. 請負代金等の支払条件（※該当箇所に■）

(1) 前金払：■可 □不可

(2) 中間前金払：□可 ■不可

(3) 部分払：■可 □不可

11. 質疑応答

(1) 質疑書は、質問の有無にかかわらず、平成31年5月17日午後4時まで建設環境課へ提出すること。

(2) 提出はFAXでも可とするが、原本を入札当日まで郵送または直接持参すること。

(3) 質問への回答は、平成31年5月22日午前10時まで入札参加有資格者に通知し、これにより仕様書に追加されたものとする。

12. その他事項

- (1) 野辺地町財務規則に定める入札心得を順守すること。
- (2) 契約権限者（本社等から営業所等に契約に関する権限を付与された者等）からの委任による入札をする場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (3) 落札者は、落札者決定の宣言を受けた日の翌日から起算して7日以内に仮契約を締結しなければならない。
本契約については、議会の議決をもって契約が締結されたものとする。
- (4) この公告は、入札参加希望者を募集するためのものであり、申請書等の提出があっても入札に参加できるとは限りません。